

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第17回）開催結果概要

1 日時

平成18年12月5日（火）午前10時から正午まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋吉仁美，飯田裕美子，井堀利宏，梶木壽，河合健司，酒巻匡，仙田満，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，前田裕司，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，中村愼総務局第一課長，吉崎佳弥総務局参事官，

小林宏司民事局第一・三課長，稗田雅洋刑事局第一・三課長，

早田尚貴行政局参事官，松村徹家庭局第一課長

4 進行

（1）新委員の紹介

戸倉審議官から，飯田裕美子委員が紹介された。

（2）意見交換

① 刑事第一審訴訟事件に関するパターン分析について

稗田刑事局第一課長から，資料1に基づき，刑事第一審訴訟事件において審理期間が2年を超えた審理パターン例について説明がされた。

（高橋座長）

まずウ（資料1-3），エ（資料1-4），オ（資料1-5）のパターンについて意見交換を行い，時間があれば第15回検討会で議論したア（資料1-1），イ（資料1-2）の意見交換も行いたい。それでは，ウに関して意見交換をお願いしたい。

（酒巻委員）

一般に鑑定の実施された事件は長引くものだが、ウの事案は、その鑑定が2回行われた上、さらにそれが異常に長引いたことが決定的な長期化要因であろう。刑事裁判における精神鑑定は、結論に決定的な影響を与える重要なものであり、法医鑑定などと比べてもやはり非常に難しく、鑑定に時間がかかることはそれなりに理解できる。しかし、本件では、特に2回目の鑑定が、鑑定人の具合が悪くなり、督促をしたが鑑定書を出さなかったということもあって、異常に長くなってしまっているので、再鑑定はあり得たとしても、別の鑑定人にうまくスイッチできていれば、もう少し何とかなったのではないかと感じた。

また、本件では、最初の鑑定で心神喪失という被告人側に有利な結果が出たために、検察側が納得できないとして再鑑定を依頼しているが、今後このような事案が裁判員裁判対象事件となることを考えると、やはり、事前に双方でどのような鑑定をどのような形でやるのかを話し合っただけで鑑定をし、その後に審理に入るべきであり、本件でもそうしていればここまで鑑定が長引くこともなかったらと思う。

(前田委員)

本件は、起訴前に少なくとも簡易鑑定はしていないのか。

(稗田刑事局第一課長)

診断書は出ているので、恐らく簡易鑑定はしているのだろう。

(井堀委員)

鑑定が長引いた場合に職権で別の人に代えることはできないのか。

(河合委員)

不可能ではない。そういった場合は鑑定人の選任を取り消せばよい。

(井堀委員)

本件のような事案で、鑑定人の選任を取り消した例は余りないのか。

(稗田刑事局第一課長)

統計的には資料はないが、余り例が多くないだろうと思う。ただ、それこそ鑑定人が病気で鑑定ができなくなったということであれば、それは解任の理由になり得たようにも思う。

(戸倉審議官)

鑑定人側から鑑定ができない事情をはっきり伝えていただければ、そういった取消しも可能だが、鑑定人側が既に鑑定に着手されている場合などは、見極めは難しい。

(酒巻委員)

仮に2度目の鑑定も普通の長さで行われたとしても、鑑定を実施している期間はどうしても審理が中断してしまう。これは今のやり方ではやむを得ないことであるが、今後は、少なくとも裁判員裁判対象事件では鑑定を前倒しで行い、結果を両方の当事者も十分検討した上で、公判の審理に進めるようになるのであろう。

(梶木委員)

実務的には、人が亡くなった事件では簡易鑑定を必ずしており、その場合、簡易鑑定書上の鑑定主文や理由だけではなく、検察官は鑑定をした医師と直接面接をして鑑定主文に至った詳細を聞いているはずである。そこで、それまでの経験も踏まえて納得できると判断すれば、正式鑑定をせずにそのまま公判請求をして、公判段階で正式な精神鑑定をするかどうかは裁判官の判断にゆだねることになるのだろう。

ただ、最近、医療観察法が施行されたことに伴い、検察官もできるだけ事件に近い時点で責任能力の判断をしようという傾向になりつつあると感じる。簡易鑑定をした上で判断することもあるし、簡易鑑定をせずに、捜査期間中に鑑定留置をして正式な精神鑑定をする事例も増えつつあるようである。

先ほどもお話があったように、公判前整理手続の導入によって、今後は争点を前倒して決着を着けることになるので、適切な鑑定人を選定できるかどうかという問題は若干残るとしても、鑑定をするかしないか、するのであればいつするかという判断に必要な時間的な部分は、次第に効率化されていくのだろう。

(前田委員)

医療観察法の施行に伴って、鑑定留置をして正式鑑定をする事例が増えたのか。

(梶木委員)

全国的な数字は分からないが、従来であればこの程度の事件であれば簡易鑑定

の結果で判断するだろうと感じるようなものであっても、現場の検事と話をすると、医療観察法の適用も視野に入れて早期に正式鑑定をしようというのが現場の普通の意見のように感じた。

(河合委員)

本件は、被告人に有利な鑑定結果が出たからといって検察官の異議を受け入れて再鑑定をしたこと自体が問題である。最終的に心神耗弱という結果で終わっているが、最初の鑑定結果で裁判所は判断できなかったのだろうか。今後、裁判員裁判が始まることを考えると、このような再鑑定をすべきか否かということ自体を考えていかなければならないのではないかと。

(戸倉審議官)

病名診断や鑑定の経過が明らかに不合理な場合であれば、おそらく再鑑定ということになるのであろうが、責任能力の判断は、医学的判断ではなくて法的判断だということは実務でも定着していることであり、例えば病名診断そのものには一応合理性があって、結論に心神喪失と書いてあっても、他の犯行状況やその後の供述などを踏まえて、裁判所としては、心神喪失ではなく耗弱だという判断をする例は結構ある。両鑑定とも結果的に病名診断の結果が一緒であれば、その病名を前提に責任能力の有無に集中した証拠調べをすることで足りるのではないかと、一般的にはそういう可能性もあったように感じる。

(秋吉委員)

民事事件の話になるが、東京地裁の医療集中部では、カンファレンス鑑定というものをやっている。これは、3人の医師に別個に記録を検討していただいた上で、口頭で意見を述べていただくという方式になる。ウのような事件で同じことができるかどうかは分からないが、本件は、1人の鑑定人の判断にまず第一段階で任せたことが全体の納得が得られない結果を招き、次の鑑定の際も1人に任せただがために、その鑑定人が病気になったときに動きが取れなくなったのではないかと。そうであれば、刑事の場合にも複数の医師にカンファレンス的な形でチームとしての鑑定を依頼することにより、例えば微妙な事案について被告人側に有利な判断が鑑定結果として書かれていたとしても、検察側からの納得も得られやす

いのかもしれない。事例によってはそのような取り組みを刑事で検討する余地もあるのではないか。

(高橋座長)

次に、エ(資料1-4)について、意見交換をしていただきたい。

(酒巻委員)

エの事件の一つの大きな特徴は、被告人の一部が外国人、いわゆる要通訳事件だということであり、法廷通訳は、同時ではなく、外国語と日本語を交互に話す異時通訳の形になっている。従って、単純には言えないが、通常の事件であればこの半分程度の時間で済んだ可能性はある。ただ、この点は、外国人事件であればやむを得ないことであり、どうにもならない事情であろう。

本件では、その他に、やはり長引くパターンの一つとしてよく挙げられることだが、公判手続が随分進んでから被告人が弁護人を解任しているという事情がある。解任ということになれば、新たに選任された弁護人はそれまでの事件記録を見直す必要があり、どうしてもそこで時間を取られてしまう。

さらに、本件は事実関係の核心部分について全面的に否認されており、そこを双方が徹底的に争っているので、被告人質問や証人尋問が詳細に行われたのだろうが、この点について、今後は、全部を争うのであっても、まずはどこがポイントかを十分両当事者間で絞った上で、証人尋問なども核心部分に集中して行っていれば、全体としてはもう少し圧縮できたのではなかろうかという印象を受けた。

このように、通訳の問題と弁護人解任の問題は、やむを得ないところがあるが、審理全体のやり方、特に人証の取調べのやり方に改善の余地はあったかもしれないという印象を持っている。

(稗田刑事局第一課長)

法廷通訳の方法について若干補足させていただくと、酒巻委員のおっしゃったとおり、被告人質問や証人尋問をするときは証言と通訳を交互に行う形でやっているが、例えば冒頭陳述など、あらかじめ書面を用意して通訳人に準備してもらうことが可能な手続については、同時通訳的にやるという工夫をしたり、あるいは、尋問事項書などを通訳人にあらかじめ渡していただくなどして、なるべくス

ムーズに通訳ができるような努力をしているところではある。ただ、そうは言ってもやはり、通訳人を介すると時間がかかるのが現状なのだろう。

(前田委員)

私の経験でも、書面については事前に通訳人にお渡ししており、かなり同時通訳的にやっていただいている。

(酒巻委員)

詳細は記録を見なければ分からないが、このような事件で、これだけの尋問が全部本当に必要だったかという観点からの絞り込みが必要になるだろう。

(河合委員)

共犯者もそうだが、被告人質問を7回もやるというのは、やはり異常であろう。外国人事案は長期化する典型例だと思うが、こういう事案は、まさに最初に審理計画、立証計画を十分詰めた上で、この証人については2日で必ず終わらせるというようなことを当事者間で決めておかないと、長引いてしまう。やはり何よりも最初に審理計画をきちんと立てることが大事なのだろう。

(前田委員)

弁護人の立場からいうと、やはり被告人が外国人の場合は母国との制度の差が根底にあり、日本の制度自体を理解させるだけでもなかなか苦労する。したがって、本件で解任された弁護人も、被告人質問をなかなか主導できなくて、その結果延びてしまったという事情もあるのではなかろうか。そういう意味では、弁護人側から見ても非常に難しい事案だと感じた。

(戸倉審議官)

日本人の場合は、かなり細かいことを聞き、言葉のニュアンスなどにも注意するが、通訳事件の場合は、そういった細かいことを区別して聞いたつもりでも、そこに通訳が入ることで、戻ってきたときに本当に細かいところまできちっと理解されているのかがかなり疑問に思えるケースがある。そういう意味では、通訳事件については、質問の細かさや事実認定のち密さをどこまで追及できるのかを考え直してみないと、日本人で言葉が通じる場合と全く同じレベルで通訳さえ介すればやれるという前提が実は間違っているということもあるのではないかと思

う。

(酒巻委員)

通訳事件だけでなく、通常の事件でも過去の犯罪事実をどこまで証明し、認定し、判決をするかという基本部分について、今後は大きく頭を切り替えなければいけない時期にきているのではないか。確かに、一般国民にとって、あるいは被害者の方にとって、有罪は間違いないという骨だけの事実を認定してそれでいいかという、それは行き過ぎだと思うが、事案の真相解明という側面について、今は余りにも微に入り細をうがって事実認定をやり過ぎているという印象を持っている。

(高橋座長)

弁護人の解任に伴う期間については、いかがか。

(前田委員)

私にも経験があるが、新しく選任された弁護人の場合は被告人との関係が一番難しい。それから解任後、新たに弁護人を選任した事件については、裁判所はとにかく早く期日を入れて空白を少なくしようとされるけれども、やはり記録が相当厚ければ準備に要する時間も相当かかる。したがって、この事件に限れば、解任前にこれだけ期日を経た事件であれば、解任後にこの程度の空白が生ずるのはやむを得ないのではないかと感じた。

(高橋座長)

では、次にオ（資料１－５）の事案について、検討をお願いしたい。

(酒巻委員)

オの事案は、多数の被告人が共犯関係にあり、それがあつた人にとっては共犯者であり、証人にもなるという複雑な関係があるのが長期化要因の一つである。そして検察側の共犯の立証の基本を支えていた１人が公判の途中で捜査段階の自白を翻したために、その自白の任意性と信用性が事件全体の構成、有罪か無罪かの決定的な理由になるという、まさに長引く典型的な事案である。本件では、検察官側証人尋問のうちかなりの期日を共犯者A、B、Cの取り調べをした警察官３名の尋問に費やして、詳細に聞いており、この部分がやはり大きかつたのだと思

う。

検察官面前調書の証拠能力に関しても、何とかもう少し短く、集中的な審理で決着がつけられれば、ある程度短縮ができたのではないかという印象を受けた。

共犯事件の場合は、まずは審理計画をきちんと立てることが重要であり、本件も基本的にはまず出発する前に十分審理計画を立てることで、もう少しうまくいったのではないかという印象を受けた。また、これも先ほどから指摘されていることだが、事案解明に重きを置いて、双方とも細かいところまで証人尋問でやったのだらうと思うが、もう少し争点を整理した後に立証に移っていれば、時間的にも短縮されていたのではないかと感じた。

(仙田委員)

この事件は途中からいわゆる裁定合議になっているが、裁定合議決定の前と後とで期日の間隔に差はあるのか。

(稗田刑事局第一課長)

裁定合議になった前後の別に開廷間隔は出していないので、正確なところはお答えしにくいのだが、例えば裁定合議決定後の検察官側の証人尋問をやった期間が合計7期日で250日であり、開廷間隔としては30日強かかっていることからすれば、若干、平均値よりは長い開廷間隔になっているような印象を受ける。

(河合委員)

自白の任意性に関しては、これまでは、いわゆる客観的な資料がないために、どうしても供述に頼らざるを得ないということで、長くなった場合も多かった。ここは何か客観的資料に基づいてやれば、かなり短縮できたのではないか。

(前田委員)

先日、東京地検における、いわゆる取調べ録画の試行を見学させていただいた。入った感じでは全く普通の取調室と同じで、録画がされていると意識するような部屋ではなかった。取調べ録画は、既に10月末までに5件ほど実験的に行われたということであり、こういった客観化された資料があれば、長期間かけて証人尋問をする必要はなくなるのだらう。

(梶木委員)

任意性の立証の仕方は色々あり得るのだろうが、前田委員がおっしゃった東京地検の試みも、新しい方法の一つとして模索しているものだ。

本件もいろいろな工夫が必要だろうが、例えば検察官が最初に立てた立証計画が外れたことが若干ロスになっている。仮に最初から全員が否認ということであれば、審理の進め方も変わり、少なくとも前半の裁判日程は変わっていただろう。

それから、主要な証人についての尋問期日が2回とってあるが、これは、かつてよく言われていたように、主尋問の結果が調書として出来上がるのを待って反対尋問を検討するためであり、その結果、どうしても最初の尋問と次の尋問との間に1週間から3週間程度の期間を要することとなり、全体に立証期間が間延びしてしまう。結局争点を詰めずに証人尋問を始めたことが、主尋問の範囲を広げ、反対尋問を長くし、期日を二つにしたのだろう。今後、裁判員裁判が始まって、公判前整理手続が実務家の間に定着していくと、証人尋問の期間の問題も多少解消されていくだろう。

(酒巻委員)

先ほどの話題についての補足だが、証人尋問、特に主尋問と反対尋問については、これまでは梶木委員がおっしゃったように期日を別にすることを想定していたのだけれども、先般、刑事訴訟規則の改正が行われ、基本的には反対尋問は特段の事情のない限り、主尋問終了後、直ちに行わなければならないという条文が盛り込まれた。これは、裁判員裁判を想定しての改正ではあるが、すべての刑事事件に適用されるものであり、やはりおっしゃったとおり、事前に聞くべきことが整理されれば、主尋問の直後に反対尋問をするという本来の姿にどんどん動いていけると思っている。

それから、もう一つの取調べの経過に関しても、これも刑事訴訟規則が新しく設けられて、取調べ状況の立証をするときには、できる限り取調べの状況を記録した書面その他取調べの状況に関する資料を用いるなどして、迅速かつ的確な立証に努めなければならない、という条文が設けられた。これも訓示的ではあるけれども、このように既に動いているので、今後はこれを法曹三者の皆様に遵守していただけると、可能な部分については次第に短縮化の方向で進んでいくのだら

うと期待している。

(前田委員)

もう一つは、反対尋問の見込みもきちんとしなければいけないということであり、また前提として、主尋問の時間も明らかにするという事だろう。

(仙田委員)

本件がどのような端緒から発覚したのかは分からないようだが、匿名の投書や告発の場合には立証もかなり難しいと言えるのではないか。

(梶木委員)

この資料だけでは詳細は分からないが、いずれにしても客観証拠のない供述だけで支えられた話になると、かなり立証は厳しい状況になるのだろう。

(秋吉委員)

資料1-5の証拠調べの概要には、検察官取調べ証人は8人で25期日とあり、うち分離時の相被告人3人に対する証人尋問は15期日とあるが、この1期日の時間は丸一日とっているのか数時間なのか、ということは分かるか。

(稗田刑事局第一課長)

記録上期日に要した時間までは記録されていないため、そこまでは分からない。

(秋吉委員)

本件では、1人に5期日ずつとり、さらにその後、被告人質問として同じ3人にまた聞いているので、随分たくさん聞いているように感じる。先ほど主尋問、反対尋問のお話があったが、もし1期日に数時間しかとっていないのであれば、せめて主尋問だけでも同じ期日に連続でやってしまって、次の期日に反対尋問をやるようにすると、もう少し短縮できたのではないかと感じるし、逆に午前10時から午後5時までで10期日もやっていたのであれば、そんなに長時間何を聞いてたのだろうかと思う。

(戸倉審議官)

今の点に関連して、資料1-5を見ると、A、Bの審理の最初の方で弁護人の冒頭陳述をしており、この段階で否認に転じている可能性がある。そうでありながら、並行して行われているDの審理では否認に転じた相被告人A、B、Cを検

察側の証人として尋問をして、そこに長期間かけている。こういう場合は証人としての供述も当然変わってくるはずだと思われるが、このように、A、B、Cの証人尋問でDの犯罪の立証をするのはかなり厳しい状況になっているのに、そのまま15期日も費やしてしまったことには、理解できない側面がある。

(稗田刑事局第一課長)

A、Bが否認に転じたのは、Cが分離されてA、Bだけの審理になった直後の弁護側冒頭陳述の時点といえるので、Dの審理における検察側証人尋問のかなりの部分では、既にA、B否認の状態がされていたということになり、そこでは検察官面前調書との相反性に関する尋問にかなり時間をとられたのではないかと推測される。

(河合委員)

その段階で否認したのであれば、やはりその時点で審判を併合し、裁定合議に付すべきではなかったか。とても単独では手に負えない事件のように感じる。ここで審理の方針を変えていれば、結果も変わっていたような感じがする。

(高橋座長)

次に、ア(資料1-1)とイ(資料1-2)に戻るが、簡単に事情をご説明していただきたい。

(酒巻委員)

アは瞬間に起きた多重衝突事故なのだが、事故状況を撮影したビデオテープという重要な証拠が途中から出てきたという事案であり、これもスタート前に争点整理をすべきであったという事案であった。次に、イは、被害者に配慮してPTSDを傷害として後から付け加えたことにより、そのPTSDの立証が長引いたという事案であった。

(稗田刑事局第一課長)

アの事案について補足すると、前々回の議論では、訴因変更が2回行われているという点もご指摘をいただいた。

(酒巻委員)

アのような自動車事故の過失については、検察官が事故に至るまでの被告人の

行為のどこをとらえて過失を構成するかには、いろいろな選択肢があり得たので、恐らく審理の経過で訴因が当初とは変わっていったのだろう。訴因が変われば審理の対象は変わるので、訴因変更があればやむを得ない部分もあるが、今後は、このような事件で公判前整理をやるかどうかは別として、始まる前に主張立証を十分詰めておけば、審理の途中で事実上審判の対象が次々と変わっていくということとはなくなるのではないか。

② 民事事件に関する統計的な分析について

小林民事局第一課長、早田行政局参事官及び松村家庭局第一課長から、資料2及び資料3に基づき、民事の高裁控訴事件の上告率と審理期間の関係等及び民事第一審訴訟事件に関する事件票が改訂された項目の統計的な分析について説明がされた。

(中尾委員)

資料3-2の図13(人証調べを実施して判決で終局した事件の審理期間別の各手続段階の平均期間の状況)で「第1回口頭弁論から人証調べ開始」の期間を出す際、人証採用決定日と人証調べ実施日がずれた場合の人証調べ開始日は、どこを基点とするのか。採用決定の日という理解でよろしいか。

(小林民事局第一課長)

これは実施した日ということにしている。したがって、この期間は最初の証人を調べた日から最後の証人を調べた日までということになる。

(中尾委員)

そうすると、この資料3-2の図13でいうと、例えば、採用決定後2、3か月後に証拠調べを実施する場合には、その期間は「第1回口頭弁論から人証調べ開始」の期間に入るといふことか。

それから、建築関係訴訟に関する資料3-2の図48と図49(人証調べを実施して判決で終局した事件の審理期間別の各手続段階の平均期間の状況)において、調停に付される場合の調停期間は、この図に含まれていないという理解でよいのか。

(小林民事局第一課長)

前者については、そのとおりである。後者については、調停期間がどこに入っているかは、このデータ上ははっきりしない。

(中尾委員)

そうすると、「第1回口頭弁論から人証調べ開始」の部分に調停期間が入っている可能性があるのか。

(小林民事局第一課長)

その可能性はある。

(仙田委員)

資料3-2の図49では、建築瑕疵損害賠償事件について、人証調べを実施して判決で終局した事件の審理期間別の各手続段階の平均期間の状況をまとめてあるが、3年超5年以内までのものと5年を超えるものとの、グラフの傾向が少し変わっている。これは、5年を超えるものの件数が7件しかないので、各事件の特殊性が強く反映されているからなのか。

(小林民事局第一課長)

3年超5年以内の事件が17件、5年を超える事件が7件であり、仙田委員ご指摘のとおり、特に5年を超える事件についての一つか二つの事件で非常に多くの人証調べをしたという可能性がある。この点に関しては、もう少し母数となるデータがたまらないと大きな傾向は見えてこないかと思われる。

(秋吉委員)

人証調べ後に鑑定をやって、鑑定後、その鑑定人の人証調べをした場合には、「人証調べ開始から人証調べ終了まで」のところに入ってくるのか。

(小林民事局第一課長)

鑑定人も含めて人証調べにカウントしているので、人証調べが終わった日は、鑑定人調べが終わった日ということになる。

(秋吉委員)

例えば、5年を超えるものの中には、人証調べ後に鑑定をしたが、鑑定にある程度時間がかかり、その後鑑定書だけで終わらずに鑑定人の人証調べを最終段階でやったために、鑑定期間が「人証調べ開始から人証調べ終了」の部分に入っ

いる可能性もあるのか。

(小林民事局第一課長)

鑑定人質問をした事案だと、鑑定にかかった期間が人証調べ開始から人証調べ終了の期間に入っている可能性があり、鑑定人質問をしないような事案であれば、通常は人証調べ終了から弁論終結までの期間の中で鑑定が行われているということになると思われる。このあたりはいろいろである。

(仙田委員)

3年超5年以内のグラフと5年を超えるグラフのバランスの違いには、非常に違和感を感じる。ぜひ調べていただきたい。

それから、いわゆる建築関係訴訟は争点整理に相当時間がかかると思うが、調停の期間中、ある程度争点整理に類したようなこともやっているというケースはあるのか。

(小林民事局第一課長)

調停は争点整理それ自体を目的としているわけではないが、そこで行ったやりとりは、結果的には争点整理と同じような効果を生ずることはあるだろうと思う。ただし、調停不成立になった場合にそのまま人証調べをして判決までいけるかという、やはりもう一回調停で互いにもんだものを踏まえて、正式に争点整理するという形になっていることもあるのかもしれない。この辺りの細かいところまでは把握しきれていない。

(仙田委員)

専門委員制度が導入されて、争点整理を効果的にやることによって、全体的に審理期間が短くなったということは考えられるか。

(小林民事局第一課長)

最近では、特に建築関係訴訟においては、最初に争点整理をして審理を進めようという事案には専門委員を付ける例が多いと聞いている。

(中尾委員)

前回検討会でも審理期間と上訴率との関係が話題になったが、資料3-2の図16(審理期間別の上訴率)、図17(全期日回数別の上訴率)を見ると、一審

の審理期間が長くなるにつれて上訴率も上がるという相関関係が見て取れる。これは、事件の複雑さ、個性が審理期間に大いに影響していることの裏付けと言える。ただ、資料2の図1で控訴審の審理期間別の上告率を見ると、審理期間の長さに応じて上告率もなだらかに上昇しているが、一審ほどではなく、資料2の図3の一審と控訴審の合計審理期間別の上告率を見ると、審理期間3年以内まではほぼ同じような数字が並んでいるが、3年を超えると急に数値が増えている。この点、我々弁護士の実務感覚として感じるのだが、事件の特殊性や個性の強い、複雑難解な事件であっても、ある程度は事実審の終着点である控訴審までに最終的な解決を目指すものであり、上告については、それでも不満の残るものや当事者の強いこだわりのあるものについて、多少上告理由が弱くても、納得のために上告するという側面があり、当事者の個性による影響を受ける。資料2の図3は、この辺りを示しているのではないかという感想を持った。

(小林民事局第一課長)

その辺りは、他の様々なデータなども見ながら、検討を進めていきたい。

(秋吉委員)

資料3-2の図32、図33の証拠保全の実施率についてご説明いただいたが、東京の医療集中部にいる者の感覚からすれば、この「実施なし」の中には、カルテの任意開示を受けている事例がかなり含まれている。今は厚労省の診療情報の提供等に関する指針や適切な個人情報取り扱いのためのガイドラインなどに従ってかなり開示されているので、感覚的には、1割ぐらを除き、大半のものは事前に開示を受けているという印象を持っている。これ以外のデータは、実務の感覚のとおりである。

(前田委員)

私の経験からも、公的機関の病院であれば、情報公開条例に基づいて開示を請求すれば個人のカルテを出すというところが多いと感じる。

(井堀委員)

上訴の有無と平均審理期間の関係に関して、資料3-2の図51では同じ建築関係訴訟でも建築瑕疵損害賠償と建築請負代金とでは差があり、一方資料3の図

25を見ると医事関係訴訟に関しては上訴の有無による差はないというご説明だったが、一つの解釈として、医事関係や建築瑕疵の場合は事件全体が複雑であり、上訴の有無にかかわらずそれなりに審理に期間がかかる一方、建築請負代金の場合は単純なものと複雑なものがあるので、複雑なものは上訴される可能性は高いが、単純なものはすぐ決着するのでグラフに差が出る、つまり請負代金と建築瑕疵では、同じ建築関係訴訟でも複雑さに差があり、その辺がこの図に反映されていると言えるのではないか。

また、医事関係や建築瑕疵の場合、上訴の有無別での平均値を比べれば同じだとしても、個々の事件のばらつきはどのくらいあるだろうか。極端に長い時間がかかるものとそうでないものとの差が大きいけれども結果として平均値が同じになっているのか、あるいはいずれも同じような分布であるために平均値も同じになったのか、もし分かれば教えて頂きたい。

(小林民事局第一課長)

これも、可能ならば調べてみたい。

(中尾委員)

資料3の図3-2の表3（人証調べ期日回数別の事件数及び平均人証調べ期日間隔）を見ると、人証調べを1回で終えた事件が全体の約70%、2回までのものを加えると約90%となり、あらためて集中証拠調べが定着し、証拠調べに関する短縮は運用の到達点に来ているのではないかと感じた。

一方、争点整理の期間については、例えば先ほど話題になった資料3-2の図13を見ても、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が長くなっているが、この段階は、主張の整理や証拠に関する調整、証拠決定や期日の調整などをするための期間であり、ある程度時間がかかるのはやむを得ず、ここで争点を絞ることによりその後の証拠調べを集中して行うことができるので、当事者双方の納得を得られる形で終結するとともに、全体の審理期間の短縮につながるものであり、意味のある期間と言える。

このように、審理期間の迅速化、短縮化という点では、ある程度の到達点に達しているという印象があり、むしろ審理の充実という視点からの検証が必要だと

思う。ただ、審理の充実の面は、これまでも議論しているように、客観的に検証することが非常に難しく、実務感覚によらざるをえない部分もあるだろうと思う。

(仙田委員)

建築関係訴訟の平均鑑定期間について確認したいのだが、資料3-2の表53に鑑定採用日と鑑定人指定日が同一の事件は建築関係訴訟58件中45件で、この45件を除いたものの鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間が表53-2のとおりとあるが、これは、鑑定を実施した事件全体の20%程度の事件について、鑑定人指定までの平均期間が3.7か月になるということか。

(小林民事局第一課長)

ご指摘のとおりである。資料3-2の表53について補足説明をさせていただくと、私どもとしては、鑑定採用の決定をしてから鑑定人を探し始め、その後に鑑定人を指定するというモデルを想定していたのだが、今回出てきた統計データによると鑑定採用日と鑑定人指定日が同じというものが多く、記録に表れない形で既に鑑定人を探しているという事件が実はむしろ多いということが判明した。鑑定人を探すために必要な期間を見るには、このような事件ではその参考にはならないので、採用日と指定日が同一である45件を除いた残りの13件について確認してみたところ、鑑定採用日から鑑定人指定日までの間が平均3.7か月であったので、一応この程度の期間がかかるのだろうと見ているところである。

(仙田委員)

鑑定採用日と鑑定人指定日が同一である事件の場合、鑑定人はあらかじめ用意されていたということになるが、裁判所ではなく当事者が推薦しているということか。

(小林民事局第一課長)

これは裁判官の運用にもよるが、実際には鑑定相当との判断がされ、鑑定人候補者を探し、適任者が見つかった段階で正式に鑑定採用決定をするという、いわば後づけで決定をするという運用をする裁判官が、実は結構いるようだ。

(前田委員)

3.7か月の間、他の手続を何もやっていないということはまずないだろう。

(中尾委員)

上訴の有無別の平均審理期間に関して、資料3-2の図25の説明で、医事関係訴訟事件では上訴の有無と審理期間の関係についてはよく分からないという説明だったが、資料3-2の図15を見ると、一般の民事訴訟事件では、上訴の有無で極端に審理期間に差が出ており、この図の「上訴なし」には、恐らく欠席判決等がかなり含まれているのではないかと思う。対席事件だけだともう少し違った数字になるのではないだろうか。医事関係事件では余り欠席裁判はなくて通常は対席で争うだろうから、資料3-2の図15を対席裁判に絞って作成すると、もっと医事関係事件に近づくのではないか。やはり対席事件だと審理期間がかかるので、むしろ資料3-2の図25の数字は私は違和感がなく、資料3-2の図15の方がそういった異質のものが混じっているのではないかと感じた。

(小林民事局第一課長)

資料3-2の図51の請負代金事件を見ると、欠席は少ないはずだが、上訴の有無で審理期間に随分差があるので、欠席事件が含まれていることだけが理由ではないとも思われるが、全体について対席だけの比較ができるかどうかについては、確認してみたい。

③ 刑事第一審訴訟事件に関する統計的な分析について

(高橋座長)

資料4の刑事第一審訴訟事件に関する統計資料に基づく分析に関しては、引き続き、次回検討を行うこととする。

(3) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第18回 平成19年1月31日(水) 午前10時から正午まで

(以上)